

## 【誤りやすい事例 ② - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の孫が相続した場合（2割加算②）

私（国税信二郎）は、祖父（国税太郎）の死亡に伴い、父（国税一郎）とともに祖父の財産を相続しました。

なお、私は祖父と養子縁組を行っています。

相続税の申告書(続)

第1表

フリガナ	コクセイ シンジロウ
氏名	国税 信二郎

相続税額欄

⑩	240000
---	--------

相続税額の加算金額の計算書

被相続人 国税 太郎

第4表

加算の対象となる人の氏名	国税 信二郎	円	円	円
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑩又は第1表⑩の金額)	①	240,000	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2)	⑦	48,000	円	円

誤

私は、祖父の孫養子（養子となった孫）であるので、祖父の一親等の血族に該当し、2割加算の対象とはならないと考え、第1表の「⑩相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄は記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税の申告書(続)

第1表

フリガナ	コクセイ シンジロウ
氏名	国税 信二郎

相続税額欄

⑩	240000
⑪	480000

相続税額の加算金額の計算書

被相続人 国税 太郎

第4表

加算の対象となる人の氏名	国税 信二郎	円	円	円
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑩又は第1表⑩の金額)	①	240,000	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2)	⑦	48,000	円	円

正

孫養子（代襲相続人である孫養子を除く。）は、一親等の血族に該当しますが、相続税の2割加算の対象となります。

したがって、第4表を作成の上、第1表の「⑩相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に第4表で計算した相続税額の加算金額を記入します。

### ○ 2割加算とは

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。